

## 議案第 28 号

渋川市国民保護対策本部及び渋川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民保護対策本部及び渋川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

渋川市国民保護対策本部及び渋川市緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年渋川市条例第 260 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「渋川市国民保護対策本部」の次に「（以下「国民保護対策本部」という。）」を加え、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第 3 条第 1 項中「、この条」を「この条」に改め、同条第 2 項中「国民保護対策本部の」を削る。

第 6 条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市国民保護対策本部及び渋川市緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>(趣旨)</u>                      第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、渋川市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び渋川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)                      第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。                      2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を _____ 会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。</p> <p><u>(委任)</u>                      第6条 (略)</p>	<p><u>(目的)</u>                      第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、渋川市国民保護対策本部 _____ 及び渋川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議)                      第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。                      2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を国民保護対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。</p> <p><u>(雑則)</u>                      第6条 (略)</p>